

第9回 再生可能エネルギーに関する検討会（議事概要）

日 時：令和6年2月8日（木）13:00～13:28

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：再生可能エネルギーに関する検討会委員9人（小林正人委員 欠席）

議会事務局 早川政策法務監兼法務班長 ほか

資 料：事項書

資料1 再生可能エネルギーに関する検討会報告書（素案）

資料2 地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書（素案）

津田座長

ただいまから、第9回再生可能エネルギーに関する検討会を開会いたします。

なお、本日は小林正人委員が欠席されますので、御了解いただきます。

本検討会の取りまとめに向けて、委員間討議を行っていきたく存じますのでよろしくお願いたします。

それでは、本検討会の取りまとめとして、報告書の素案等について、委員間討議を行っていきたく思います。

これまで検討会においていただいた御意見を踏まえ、正副座長において、本検討会の報告書の素案をお手元の資料1として配付しております。また、別冊資料として、再生可能エネルギーに関する検討会における有識者意見聴取及び県外調査の概要をお付けしております。

また、報告書の提言内容については、議会だけでなく、知事に対しても提言していきたいと考えております。

ついては、正副座長において、知事への提言書の素案をお手元の資料2として配付しております。

それでは、報告書及び提言書の素案を併せて事務局に説明させます。

早川政策法務監

それでは、報告書案について説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。

まず、報告書案のまとめ方でございますけれども、まとめ方としましては、今まで御議論いただきました取りまとめに向けた論点整理というのは今までの検討会でお配りさせていただいたんですけども、そこでお配りさせていただいてきた論点整理ペー

パーを基にして、構成を組み替えたという形にしております。したがって、若干の字句修正等がございますけれども、基本的に考え方とか内容につきましては、今まで御議論いただいた内容から変更はいたしておりません。ということで御了承願いたいと思います。

早速ですが、資料1をおめくりいただきまして、まず目次の部分でございますけれども、こちらの方で構成について、御説明させていただきます。

まず、「第一 はじめに」、そして「第二 現状及び課題」、「第三 提言」「第四 資料編」として4部構成にしております。

この報告書が本検討会の検討結果報告書としての成果物としての位置付けでありまして、この報告書の第三の提言部分が知事への提言書としまして、知事への提言時に知事へ渡されるものとなるということを想定しております。

それでは、御説明させていただきます。1ページを御覧ください。

1ページの冒頭の「第一 はじめに」でございますけれども、ここでは本検討会が設置されるに至る経緯について記述しております。

次に、「第二 現状及び課題」でございますけれども、再生可能エネルギーの現状と課題について取りまとめております。資料おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。2ページですけれども、まず大きな現状と課題としましては、「一 地域との共生」というものが挙げられます。その中でも2つのポイントがございます、1として「地域における合意形成」と、その下の方に2つ目としての「エネルギーの地産地消」という課題などがございます。

まず、1つ目の「地域における合意形成」でございますけれども、そちらの1つ目の「・」では、地域における合意形成が不十分なことから、太陽光発電や陸上風力発電などの再生可能エネルギー施設が迷惑施設として捉えられてしまうという事例が発生していること。そして、2つ目の「・」でございますが、いわゆる地域脱炭素化促進事業というような合意形成でありますとか環境配慮、そして地域貢献などといった、いわゆる地域との共生を重視した再生可能エネルギーの導入を推進する地域脱炭素化促進制度といったものが、県内においては今のところ活用されていないという状況であること。したがって、3つ目の「・」におきましては、地域との共生が図られている再生可能エネルギー施設の新設については積極的に支援する一方で、そうではない施設につきましては、経済的なデメリットを課すことも必要であるとしております。

次に、2つ目の「エネルギーの地産地消」の課題ということでございますけれども、1つ目の「・」と2つ目の「・」では、電力の需給調整としての蓄電池の活用というもの。そして、3つ目の「・」でございますけれども、地域で生み出された再生可能エネルギーの地産地消を推進することによりまして、地域経済の活性化でありますとか、

非常時のエネルギー供給の確保などが図られて、そして、そういうことによって再生可能エネルギーに対する地域住民の理解も深まることが期待されるのではないかと、いうことでまとめております。

以上が、再生可能エネルギー全体についてのいわゆる総論的な現状と課題でございます。以下、次のページの3ページから5ページにかけてですが、太陽光発電と風力発電についての個別的な現状と課題ということで整理しております。

まず、3ページ目の太陽光発電についてでございますけども、1つ目の現状課題としまして、「ガイドラインによる行政指導」というものがございます。そちらの2つ目の「・」でございますけども、ガイドラインはあくまで行政指導でありますので、事業者に対する法的拘束力というものを有しておらず、より実効性のある規制が必要であるというふうにまとめております。そして、2つ目は「関係法令による規制」についてでございますけども、そちらの1つ目の「・」でございますように、防災対策が不十分なまま設置を行うという事例が発生しているほか、2つ目の「・」にありますとおり、規制逃れでありますとか、あと3つ目の「・」にありますとおり、複数部署が関係することによる縦割りの問題などもありまして、4つ目の「・」でございますけども、抜け目のない規制と関係部署間での連携が必要であるとまとめさせていただいております。

次に、太陽光発電の3つ目の課題でございますけども、「不適切な維持管理等への対処」でございますが、維持管理が不適切である太陽光発電施設の増加が懸念されることから、2つ目の「・」でございますとおり、事業者に必要な維持管理、そして廃棄を強く求めていく必要があるとまとめております。

3ページの下の方の4つ目の課題としましては、「環境への適切な配慮」というものでございます。1つ目の「・」でございますが、本県においては、環境影響評価法の対象とならない事業であっても、土地の造成を行う場合で、かつ、施行区域が10ヘクタール以上の太陽光発電施設の設置などにつきましては、条例に基づく環境アセスメントを義務付けております。しかしながら、おめくりいただきまして、4ページ一番上の「・」でございますけども、太陽光発電施設の設置については、10ヘクタールなどという規模、つまり施設の大小に関係なく、その立地する場所次第で、自然環境でありますとか生活環境などに不可逆的な影響を与えるおそれがあると考えられます。したがって、その下の「・」でございますけども、事業者に対しましては、環境アセスメントを義務付ける事業の対象範囲を拡大させる必要があるとまとめております。

次に、4ページの「三 風力発電」の現状と課題でございます。

まず、1つ目の「陸上風力発電」についてでございます。1つ目の「・」におきまして、現在、国において環境影響評価法の見直しの検討を行っていること。そして、

2つ目の「・」で現状としましては、環境アセスメント手続におきまして、厳しい知事意見なども出されているという前回の検討会において執行部の方からも説明いただいていた内容についても記述させていただきました。そして、3つ目の「・」でございますが、陸上風力につきましては国の動向を見据えつつも、地域住民の理解を得ながら適正な導入を推進することが必要であると記述をさせていただいております。

続きまして、2つ目の「洋上風力発電」でございます。

まず、(1)の「概況」でございますが、1つ目の「・」でございますとおり、令和元年4月に、いわゆる再エネ海域利用法というものが施行されまして、洋上風力発電のために、事業者が長期的に海域を占有できる制度というものが創設されました。そして、2つ目の「・」でございますとおり、国は2030年までに1,000万キロワット、そして2040年までに3,000万から4,500万キロワットの案件を形成することを洋上風力発電の導入目標として設定しているという状況でございます。本県におきましては、3つ目の「・」でございますとおり、洋上風力に関して風況の良い海域がございまして、ポテンシャルはあるとされております。現時点におきましては、再エネ海域利用法に基づくプロセスに進んでいる海域はないとされておりますけれども、昨年末の12月には、4ページから5ページにかけてでございますけれども、洋上風力発電について、一定のポテンシャルを有する市町と合同で洋上風力発電に関する勉強会を本年度内に立ち上げるとの発表が知事から行われたところでございます。以上が「概況」でございます。

そして、5ページの(2)から(5)までが具体的な現状課題についてまとめてあります。(2)でございますけれども、洋上風力発電の導入に当たりましては、設置場所の共同漁業権者に加えまして、その影響が及ぶ範囲の漁業者との協調が不可欠であるというのはある意味当然でございますが、重要なことでございますので記述しております。(3)では渡り鳥への影響懸念。そして(4)では、県内産業の活性化への期待。そして(5)では沖合の海域での導入についてでございますが、有識者のお話にもございましたとおり、洋上風力発電については、近年技術が大変進んでおりまして、浮体式洋上風力発電の実用化が進んでいること、そして、太平洋の沖合は風力発電について優れたポテンシャル、特に排他的経済水域への導入が可能になること、特に排他的経済水域については非常に優れたポテンシャルがあるとのお話がございましたので、その旨を記述しております。

以上が再生可能エネルギーをめぐる「現状及び課題」でございましたが、これを受けて、5ページの下の方にあります「第三 提言」にまとめていきます。

それから、この提言の部分がいわゆる提言書として、資料2のような形で抜き出されて知事への提言となる部分でございます。

提言内容としては、大きく3つに分けておりまして、1つ目が5ページの一番下に

ございます「地域との共生」、そして2つ目が、おめくりいただきまして6ページの真ん中辺りになります「太陽光発電」、そして3つ目が7ページの真ん中辺りにあります「風力発電」というように、大きく分けて3つの項目について提言をまとめております。

まず、1つ目の「地域との共生」につきましては、6ページにおきまして、「法定外税による適地誘導等」、2つ目として「エネルギーの地産地消の推進」の2点について提言しております。

まず1つ目の「法定外税による適地誘導等」についてでございますが、地域との共生が図られずに新設された再生可能エネルギー施設に対する法定外税の導入を提言するとともに、一方では、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者に対しましては、積極的に支援するという内容のことを提言しております。

次に、2つ目の「エネルギーの地産地消の推進」についてでございますが、蓄電池の導入をはじめとするエネルギーマネジメント技術を活用することによりまして、地域の住宅、工場などにおきまして、再生可能エネルギーを安価かつ安定的に利用できるようにするとともに、エネルギーマネジメント技術、要はエネルギーを生み出したときと少ない場合との、要は管理するという蓄電池に代表されますような技術を活用したそういう事業の創出に対する支援その他の施策を推進することを提言しております。

次に、2つ目の「太陽光発電」でございます。太陽光発電につきましては、大きく2つの項目について提言をしております。

まず、1つ目の「条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化」についてでございます。1つ目の「・」でございますが、そちらの方で、森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等につきましては、そちらの設置規制区域においては、小規模であっても野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制とするという内容としております。

そして、知事の設置の許可に当たりましては、住民説明を義務付けるとともに、設置規制区域外においても、知事への届け出を求めるという内容としております。

次に、2つ目の「・」でございますが、太陽光発電の事業者に対しまして、計画的で適正な維持管理、そして廃棄を義務付けること。そして、特に設置規制区域内の施設につきましては、維持管理に関して報告を求めるなど厳しい監視を行うということとしております。

次に3つ目、一番下の3つ目の「・」でございますが、条例違反事業者に対しましては、行政代執行、事業者の公表などの措置のほか、国に対してFIT認定の取消しなどを求めるというふうな内容としております。

そして、7ページの方ですけども、7ページの一番上の「・」でございますが、立

入調査などの適切な監督体制の構築と工事完了後の確認などを行うという内容としております。

2つ目の「太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等」についてでございます。まず1つ目の「・」でございますが、施行区域が10ヘクタール以上の太陽光発電の施設等につきましては、土地の造成を行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすること。そして、2つ目の「・」としましては、施行区域が10ヘクタールに満たない太陽光発電の設置などでありましても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とするということを提言内容としております。以上が太陽光発電に関する提言でございます。

次に、3つ目の「風力発電」の提言に移らせていただきます。冒頭でございますが、風力発電の中でも、特に陸上風力発電につきましては、これまで導入が進められてきたことを踏まえまして、地域等の理解を得ながら適正な導入を推進していくこととしております。

そして、洋上風力発電につきましては、ヨーロッパを中心に導入が進んでおりまして、近年、国内各地でも導入に向けた計画が立ち上がっており、今後県内又は沖合海域においても導入が想定されることから、7ページから8ページにかけて挙げておりますが、5つの事項に留意して、導入に関する検討を行うことと提言しております。

5つの項目でございます。まず1つ目が、「漁業者等の先行利用者との協調」でございます。内容としましては、1つ目の「・」でございますが、漁業者の洋上風力発電の受入れ判断の材料となりますように、海中騒音をはじめとする漁業への影響調査を十分に行った上で、発電事業者等に求める漁業振興策の取りまとめを行うことというものでございます。そして、当然ではございますが、漁業者、海運事業者、港湾事業者など海域の先行利用者に対して、不利益が生じることのないよう適切に配慮することとしております。

次に、2つ目の「地域住民等の理解」についてでございます。県内の海域におきまして、洋上風力の導入が決まった場合、地域住民等の理解を得るため、事業者等が地域振興について本県、そして立地する市町と連携を行うとともに、洋上風力発電により生み出されました電力が地域新電力等を通じまして、県内の家庭などに供給されること等、地域住民が洋上風力発電のメリットを享受できる取組を推進していくことを提言しております。

8ページに移りまして、3つ目が「海洋環境への配慮」でございます。内容としましては、野鳥その他の生物への影響を立地選定の段階から配慮するため、法定協議会に海洋環境の有識者を加えることを求める等、立地選定の段階で海洋環境に関する意見を聴取するよう努めることとしております。

4つ目は、「県内企業への参画支援」でございます。県内の海域において、洋上風力発電の導入が決まった場合、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるように、県内企業への支援等を行っていくということとしております。

そして、5つ目、最後でございますが、「本県沖合でのポテンシャルについての調査及び検討」についてでございます。有識者のお話にもございましたとおり、太平洋側の沖合は全般的に風況が良いことでありますとか、今後、浮体式洋上風力発電の普及でありますとか、排他的経済水域における洋上風力発電の導入が可能となることも見込まれますことから、洋上風力発電の導入に当たりましては、排他的経済水域を含めた本県沖合の海域でのポテンシャル、可能性について調査及び検討することとしております。以上が報告書の内容でございます。

そして、この第三の部分の5ページ以降の提言部分につきまして、体裁を整えて資料2という形で、提言書（素案）という形にまとめさせていただいております。そして、この提言書案を最終的には知事にお渡しさせていただいて、提言をするという形になることかと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

津田座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告書及び提言書の素案について、御意見のある方はお願いいたします。

三谷委員

7ページの上から2つ目の「2 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等」、これは基本的に考え方はいいと思うんですけども、ここの記述でいくと、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、条例の対象としますと書いてあるんですが、この懸念されるっていう非常に抽象的というか曖昧な表現なので、どういう基準なら懸念されるのか、懸念される対象から外れるのかっていうのがなかなかよく分からないので、その辺りのところ少しお考えいただくとありがたいというのが1点。

それから、8ページの県内企業への参画支援、これはこれで非常に大切なことなんですけど、例えば私の地元の木曾岬干拓に丸紅がメガソーラー発電やっているんですけど、あそこは丸紅の資本でやっていますけれども、特定目的会社として、本社を木曾岬に置いたんですよ。つまり税収が、その本社があるところから税金いきますので、東京本社の会社がこちらで仕事をされても、なかなか税収にとってはメリットが少ないので、できれば県内企業が参画するのも大事ですが、恐らく主体は県外の大手が入ってくるんだろうと思うんですけど、できれば地元でそういう特定目的会社みたいなもの

を作ってそこが事業主体になるような、つまり本社を県内に置いていただけるような仕組みを少し考えていただくと非常にありがたいなと思うんですが、この2点です。

早川政策法務監

まず1点目の懸念の、どういう場合が懸念かということでございますけど、考え方としてはこういう提言書でございますので、方向性を示して、これを知事に提言する中で、もしも知事が考えていくということであれば、その中で既存のいろいろ影響評価制度という結構複雑な制度があると思いますので、その中で具体的に詰めていただいたらよいのかなっていうのを考えております。

あと、2つ目の企業の参画で、要は地元が潤うような仕組みにつきましても、やっぱり登記の制度とか結構細かいこともありますので、そういう趣旨を踏まえつつ、具体的な制度設計を考えていっていただけたらなと。そんな考え方でいかがでしょうか。

三谷委員

県内企業が参画するのは、これはこれで大事なんですけど、恐らく事業主体は東京なりに本社を置く大手が中心になってやっていく話になってくるんだろうと思うんですよね。五島列島でも戸田とかが中心になっていろんなことやっているわけで、つまり大手さん、それはどうしても事業規模としては大きいので大手が入ってくるんですけど、その大手が本社を東京に置いたままやられたんではあんまり面白くないので、何とかその地元とその企業が立地するような仕組みづくりっていうのを提言の中に少し入れてもらえれば非常にありがたいなと思うんですけどね。

津田座長

三谷委員のさっきのお話なんですけども、皆さんがいいよねっていう話であれば、何会社って言いましたっけ。

三谷委員

特定目的会社。

津田座長

特定目的会社の活用等だとか。

三谷委員

木曾岬の場合は、丸紅が特定目的会社を作って、そこが事業主体で、本社を木曾岬に置いたんです。

津田座長

税収も含めて地元還元されるようということなんだろうけども、書き方については、三谷委員の御意向も踏まえて、正副でまたちょっと調整させていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

それでは、本日いただいた御意見を踏まえて、修正については正副座長に御一任していただき、修正したものを本検討会の案とした上で、各会派に意見聴取を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

それではそのようにいたします。

なお、修正したものについては、後日、各委員に配付いたしますので、委員の皆様方におかれましては、それを基に各会派での意見を聴き取っていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、次回以降の検討会の内容については、引き続き検討会の取りまとめについて御協議いただきたいと存じますが、日程等の詳細については、この後の委員協議で御協議いただきたいと存じますので、御了承願います。

本日、御協議いただく事項は以上となりますが、ほかになにかございませんか。

(発言する者なし)

なければ、以上で第9回再生可能エネルギーに関する検討会を閉会いたします。

委員の方は御協議いただくことがありますので、そのままお待ちください。

(以上)